

# 1. 施設外就労を実施した場合



施設外就労を実施した場合、毎月の報酬請求に合わせて**実績報告**が必要です。

## ◆ 報告先

- ① 提出書類      施設外就労実施報告書
- ② 提出期限      施設外就労を実施した月の翌月15日まで
- ③ 提出先          [houkoku\\_2sho@office.city.kobe.lg.jp](mailto:hokoku_2sho@office.city.kobe.lg.jp)

報告書の様式は、下記ホームページに掲載しています。

[https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/syogai\\_shisetsugai.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/syogai_shisetsugai.html)

## 2. 在宅でのサービス利用

- ▶ 利用者・事業者の要件を満たす場合は在宅でのサービス利用が可能ですが、**利用にあたっては事前に届出が必要**です。
- ▶ また、在宅と通所の支援を組み合わせることも可能です。

利用者の要件	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 在宅でのサービス利用を希望する者であって</li><li>✓ 在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した者</li></ul>
事業所の要件	<ul style="list-style-type: none"><li>① 運営規程※において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記していること</li><li>② 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保すること</li><li>③ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成、作業活動、訓練等の内容又は利用者の希望等に 応じ、1日2回を超えた対応も可能であること</li><li>④ 緊急時に対応できること</li><li>⑤ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること</li><li>⑥ 事業所職員による訪問、利用者の通所または電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間 につき1回は行うこと</li><li>⑦ 原則として、月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問または利用者による通所により、事業所 内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと</li><li>⑧ ⑦が通所により行われ、あわせて⑧の評価等も行われた場合、⑧による通所に置き換えて差し支えない</li></ul>
届出先	<p>受給者証を発行している区役所（支所）に届出してください。詳細は、下記HPを参照。 <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/shuro/zaitakuriyo_hennko.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/shuro/zaitakuriyo_hennko.html</a></p>

※運営規程を変更した際は、10日以内に変更届を提出してください。変更届の提出については、下記HPを参照。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shiteshinse.html>